

15. 各種健康診査等補助規程

(目的)

第1条 この規程は、三井倉庫ホールディングス健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者および被扶養者が一般医療機関及び直接契約医療機関において健康診査等を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、定期的な健康診断等の受診の機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的とする。

(健診等の範囲)

第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 一日人間ドック
- (2) インフルエンザ予防接種
- (3) 婦人科検診
子宮頸がん検診・乳がん検診のいずれかまたは両方が含まれること
- (4) PSA 検査

(補助金支給要件)

第3条 補助金の支給を受けようとする者は、検査・接種・受診（以下「受診等」という）したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、当該健康診査等について自治体等から補助金の支給を受けておらず、かつ以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 一日人間ドック
 - (ア)検査日の属する年度最終日において35歳以上であること
 - (イ)組合員としての資格を取得または認定から6か月を経過していること。ただし、任意継続被保険者及び事業主間の転籍者は連続していることとして扱う。
 - (ウ)特定健康診査項目の検査をすべて受けること。
 - (エ)特定健康診査項目の検査結果を組合に提出すること。
- (2) インフルエンザ予防接種
「2回法」の場合は2回目接種が完了して1接種とする。
- (3) 婦人科健診
組合員としての資格を取得または認定から6か月を経過していること。ただし、任意継続被保険者及び事業主間の転籍者は連続していることとして扱う。
- (4) PSA 検査
 - (ア)検査日の属する年度最終日において35歳以上であること
 - (イ)組合員としての資格を取得または認定から6か月を経過していること。ただし、任意継続被保険者及び事業主間の転籍者は連続していることとして扱う。

(補助金の支給限度額および回数)

第4条 補助金の額は、第2条に基づき、受診者1人当たり、それぞれ次に掲げる金額を限度と

して支給する。ただし、その受診等費用（税込）が補助金額に満たない場合は実費（税込）を支給するものとする。なお、補助金支給は第2条各項につき年度に1回限りとする。

(1) 一日人間ドック（基本）	35,000	円
(2) 一日人間ドック（50歳時被保険者限定付加給付）	5,000	円
(3) インフルエンザ予防接種	3,000	円
(4) 婦人科健診	10,000	円
(5) PSA検査	1,000	円

※ (2) の付加給付は人間ドック受診年度において50歳となる被保険者に限り支給する。

（支給申請手続）

第5条 補助金の支給申請は次のとおりとする。なお、申請に伴う書式はHPに掲載する。

(1) 人間ドック医療機関及び検査日は受診者が決定する。検査日等が決定したら、所定の申込書に質問票を添付して、事業所を通じて検査日の2週間前までに組合に提出する。任意継続被保険者は組合に提出する。組合は申し込みを受け付けたのち、利用券を受診者に交付する。受診者は検査日に利用券を医療機関に提出するものとする。

検査日までに組合に利用申請を行わなかった場合は、第4条の補助金は支給しない

(2) インフルエンザ予防接種を受けた者は、申請用紙とインフルエンザ予防接種と記載のある領収書を、事業主を通じて組合に申請をする。任意継続被保険者は組合に直接申請する。

(3) 婦人科健診及びPSA検査の申請は以下のとおりとする。

(ア) 受診者自身で受診等費用を支払った場合は、申請用紙と当該検査項目が記載された領収書を、事業主を通じて組合に申請する。なお、受診等の実施が明らかな領収書または検査結果等の書類を添付すること。

(イ) 検査費用を組合で支払う場合は、申請を要しない。税込み実費と補助金を精算し、実費が補助金を上回る場合は、差額を組合から請求する。

（人間ドック精算手続）

第6条 人間ドック補助金の精算手続は以下の通りとする。

オプションを含めた税込み受診総費用と基本補助金額、付加給付金額（該当者のみ）、婦人科健診補助金額（受診者のみ）及びPSA検査補助金（受診者のみ）を足し合わせた補助総額を比較して、受診総費用が多い場合は、その差額を受診者が負担するものとする。なお、この場合婦人科健診補助金額は第4条記載の金額とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。